

令和 7 年 8 月 4 日

魚津市教育振興基本計画策定委員会
会長 辻井 満雄 様

魚津市教育委員会

魚津市教育振興基本計画の策定について（諮問）

魚津市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第 2 条の規定により次の事項について調査検討のうえ、答申くださいますよう諮問します。

記

第 3 期魚津市教育振興基本計画の策定について

魚津市教育振興基本計画における基本理念及び基本目標

基本目標達成のため具体的な施策と展開

（諮問理由）

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方公共団体は、その地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市では、令和 3 年 2 月に、第 2 期魚津市教育振興基本計画を策定し、「人を思いやり、ともに学び合い、新しい時代を切り拓く人づくり」を基本理念とし、関連施策を総合的、計画的に進めてきました。

この基本計画が、令和 7 年度末をもってその計画期間を終了することから、魚津市総合計画との整合性を図りながら、国の第 4 期教育振興基本計画及び県の第 3 期教育振興基本計画を参酌し、令和 8 年度からの 3 期魚津市教育振興基本計画を策定するにあたって意見を求めるものです。